

昭和四十一年十一月二十日に執行される予定の鳥取県知事選挙における立候補者の開票計画に關して意見を乞ふため、次のとおり鳥取県に主たる事務所を有する政友会はその支部の代表者としての推薦人の選挙を承る。

- 甲種第1類 長嶋 正一 井口 博一 平田 直己 式田孝治 山根 敏
- 乙種第1類 長嶋 正一 中尾 忠 伊田 六男 河本 光輝 有本 武夫
- 乙種第2類 中野 克夫
- 甲種第3類 中野 克夫
- 乙種第3類 中野 克夫
- 乙種第4類 中野 克夫
- 乙種第5類 中野 克夫
- 乙種第6類 中野 克夫
- 乙種第7類 中野 克夫

公 告

昭和41年8月30日(筆記試験)並びに昭和41年9月13日及び14日(実技試験)に実施した消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。  
昭和41年10月4日

- 鳥取県知事 石 敏 二 朗
- 甲種第1類 佐藤 道 村上剛一郎 大呂 隆通 長嶋 正一
- 甲種第2類 鈴木 義夫 浜橋 弘彦
- 甲種第3類 甲村 一二 山本越三郎 田中 勇 佐野 裕英 津原 英夫
- 甲種第4類 田中 道 岡田 浩二 河津 精 米井 保 段田 賢一

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
当日が休日に当たるときは、その日の翌日に発行する

目 次

- 魚市場の登録
- 魚市場の廃業の届出
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 森林法第百八十九条の規定による告示
- 家畜証明書の交付
- 建築基準法施行規則による道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第五百二十号

鳥取県魚市場条例(昭和二十五年四月鳥取県条例第九号)第四條第一項の規定に基づき、次のとおり魚市場の登録をしたので、同条例第十四條の規定により告示する。

- 昭和四十一年十月七日
- 鳥取県知事 石 敏 二 朗
- 申請者の住所及び氏名
- 米子市藤町一丁目一四番地

- 乙種第1類 長嶋 正一 井口 博一 平田 直己 式田孝治 山根 敏
- 乙種第2類 中野 克夫
- 乙種第3類 中野 克夫
- 乙種第4類 中野 克夫
- 乙種第5類 中野 克夫
- 乙種第6類 中野 克夫
- 乙種第7類 中野 克夫

株式会社 米子魚市場  
代表取締役 柴田 正男

- 一 魚市場の名称
- 米子魚市場
- 三 魚市場の所在地
- 米子市藤町一丁目一四番地
- 四 魚市場の登録番号
- 第十三号
- 五 魚市場の登録の期間
- 昭和四十一年九月一日から
- 昭和四十六年八月三十一日まで

鳥取県告示第五百二十号

鳥取県魚市場条例(昭和二十五年四月鳥取県条例第九号)第十八條の規定に基づき、次のとおり魚市場の廃業の届出があつたので、同条例第十四條の規定により告示する。

- 昭和四十一年十月七日
- 鳥取県知事 石 敏 二 朗
- 一 廃業した者の住所及び氏名
- 米子市中町二〇番地
- 米子市長 河合 弘道
- 二 魚市場の名称
- 米子市管魚市場
- 三 魚市場の所在地

米子市灘町一丁目一四番地  
魚市場の登録番号  
第十二号

五 魚市場の廃業の年月日  
昭和四十一年八月三十一日

鳥取県告示第五百二十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、ニューカッスル病、ピロプラズマ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査  
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛之同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、だに駆除及び肝てつ駆除のため

の投薬  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射  
種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射、投薬及び駆除の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応

3 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

4 ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液皮下注射

5 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

6 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

7 だに駆除 BHC散布

8 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

一 実施の期日 実施区域 実施場所

十月十四日 十月十七日 赤碕町 上中村、太一垣、出上、佐崎、向原、笠津検査場

十五日 十八日 泊村 石廊、原、東郷町 漆原、長和田

十七日 二十日 倉吉市 上北条農協支所、北条町 新田、下北条管理所、米里検査場

三十一日 实用  
十三日 栗尾  
十七日 倉吉市 富海  
十八日 三朝町 大谷

ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射  
実施期日 実施区域 実施場所  
十月十五日 東伯町 各種鶏場巡回  
十七日 東伯町  
十八日 大栄町  
二十四日 若狭町  
二十五日  
二十六日 用瀬町  
二十七日 智頭町  
二十八日 船岡町  
二十九日 智頭町  
三十一日

十九日 二十二日 倉吉市 清谷、福庭、伊木、栗尾  
二十四日 二十七日 三朝町 片柴、横手、本泉、大柿  
二十六日 二十九日 倉吉市 漆原、舞玉、上神  
二十八日 三十一日 赤碕町 別所、赤碕家畜市場、八幡、松ヶ谷  
二十四日 二十七日 日南町 下石見、中石見  
二十五日 二十八日 日南町 上石見、神戸上、花口  
二十六日 二十九日 江府町 大河原、吉原  
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬、  
実施期日 実施区域 実施場所  
十月十四日 日南町 三栄、矢戸、河上検査場  
十五日 溝口町 岩立、金屋谷  
十七日 大平原  
十八日 宇代、大坂、富江  
ピロプラズマ病検査及びだに駆除  
実施期日 実施区域 実施場所  
十月十八日 日南町 大草山検査場  
十九日 江府町 瓜菜沢  
二十日 日南町 上坂  
二十一日 江府町 東山  
二十二日 溝口町 岩立  
江府町 大平原

十一月一日 船岡町  
二日  
四日  
五日

鳥取県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定に基づき  
保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林に  
ついては、その森林所有者が知れず又はその所在が不明であり、同法第  
三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法

第百八十九条の規定によりその内容を智頭町役場に掲示したから同法同条  
の規定により告示する。  
昭和四十一年十月七日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の指定予定森林の所在場所並びに分明である最後の当該森林所有者の住所及び氏名

郡	町	大字	一 字	在 場 所	番 住	分明である最後の森林所有者 所 氏 名
八頭	智頭	大内	五郎畑ヶ	九九一	倉敷市白楽町六〇九	松田 傳一
〃	〃	三吉	上ミダケ	七一五の二	米子市錦町一丁目一五二	長石 鶴二
〃	〃	西野	材木谷	一三三九の六	鳥取市西品治町	中沢 正明
〃	〃	奥本	本谷	六九一の一	八頭郡智頭町奥本	竹下 鉄蔵
〃	〃	〃	クジャ谷	七〇一の六	〃	〃
〃	〃	西野	釜山東平	一二七四	〃	西野 村上 淳二
〃	〃	〃	〃	一二七五の二四	〃	〃
〃	〃	〃	〃	六五三の一	〃	波多二〇六 大原岩太郎
〃	〃	〃	〃	六四七の一	〃	長谷川吉蔵
〃	〃	〃	〃	一〇一二	〃	山根 こま
〃	〃	〃	〃	九七九の一	鳥取市吉方七七七	大呂 安雄

鳥取県告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定に基づき  
保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林に

ついては、その森林所有者が知れず又はその所在が不明であり、同法第  
三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法  
第百八十九条の規定によりその内容を佐治村役場に掲示したから、同法同

条の規定により告示する。

昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の指定予定森林の所在場所並びに分明である最後の当該森林所有者の住所及び氏名

郡	村	大字	字	在 場 所	番 住	分明である最後の森林所有者 所 氏 名
八頭	佐治	加茂	神殿	九六七	福島 繁	
〃	〃	尾原	本坂谷	九六九	八頭郡佐治村余戸	大野 まき
〃	〃	加茂	中尾	二二七九	姫路市龍野町一丁目二三	菅原 治郎
〃	〃	〃	〃	二二八〇	〃	〃
〃	〃	加瀬木	大畑	一一三三	八頭郡用瀬町用瀬	塩谷 金藏
〃	〃	河本	大ノラ	八二二	佐治村河本	伊藤 良吉

鳥取県告示第五百二十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の  
種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告

示する。  
昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書 番号	名	前 種 類	生年月日	産 地	血 統	検査 成績	住 所	養 育 者
昭四十一 鳥取地第一号	ロングフィールドデインウ オーカーダグデインソン	乳用牛	昭和四十年 三月十七日	北海道	ヴィーウオーカーレ イウンベツツミンノ ルドマダム	三級	東伯郡赤碓町	鳥取県畜産試験場

鳥取県告示第五百二十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年九月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。  
昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長及び氏名  
鳥取市湖山町 鳥取市湖山町宇池湖外浜 幅員 四ノメートル  
一四七一 延長 一二八、九一  
村山善次郎 一七四一、一七四二 幅員 一ノメートル  
一七四三、一七四四 延長 九、九

鳥取県告示第五百二十七号  
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年九月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。  
昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長及び氏名  
鳥取市東品治 鳥取市西品治字行徳西館 幅員 四ノメートル  
町一四四 延長 一一、二、二メートル  
岩崎 宗一 三六四番の一ノ部  
三六五番の一ノ部  
三六五番地先水路  
三六五番地先農道

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行 (当日は、休日に当り、翌日発行)

鳥取県告示第五百二十八号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三十二条第三号及び第四号並びに同法第六条第一項第二号の規定により鳥取県の区域を分けて各区域の面積をその平均がおおむね同法別表の鳥取県の面積と等しくなるように定め、及び同法第三十二条第五号の規定により鳥取県の区域の一部

告示

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三十二条第三号及び第四号並びに同法第六条第一項第二号の規定により鳥取県の区域を分けて各区域の面積をその平均がおおむね同法別表の鳥取県の面積と等しくなるように定め、及び同法第三十二条第五号の規定により鳥取県の区域の一部

鳥取県告示第三百六十七号(農地法第三条及び第六条の規定による別表で定める面積に代るべき面積等)は、廃止する。  
昭和四十一年十月十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

Table with columns for District (区), City (市), and specific area names. It lists various municipalities and their corresponding areas under the Agricultural Land Act.